

公布された条例のあらまし

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（条例第 39 号）

- 1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 県は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施することとした。（第 3 条関係）
- 3 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、知事が処理する法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とすることとした。（第 4 条関係）
- 4 知事は、3 の事務を処理するために必要な限度で、法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができることとした。（第 4 条関係）
- 5 法第 19 条第 9 号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとした。（第 5 条及び別表関係）
- 6 その他所要の事項を定めることとした。
- 7 この条例は、一部の規定を除き、平成 28 年 1 月 1 日から施行することとした。

佐賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例（条例第 40 号）

- 1 佐賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県行政不服審査法施行条例（条例第 41 号）

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 法第 38 条第 1 項の規定により書面の写し等の交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該書面の写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならないこととした。（第 2 条関係）
- 3 法第 81 条第 1 項の規定に基づき設置する佐賀県行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。（第 3 条～第 12 条関係）
- 4 この条例は、法の施行の日から施行することとした。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第 42 号）

- 1 行政不服審査法が改正されたことに伴い、佐賀県情報公開条例ほか 8 条例について、所要の改正を行うこととした。
- 2 次に掲げる審査請求については、行政不服審査法第 9 条第 1 項本文の規定による審理手続を行う者の指名を行わず、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会が調査審議を行うこととした。

- (1) 佐賀県情報公開条例に基づく開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求
 - (2) 佐賀県個人情報保護条例に基づく開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求
- 3 この条例は、行政不服審査法の施行の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。
- 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 43 号）
- 1 佐賀県特別職の職員のうち常勤の職員の受ける期末手当に係る期末手当基礎額を改定することとした。（第 3 条関係）
 - 2 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 44 号）
- 1 採石法及び砂利採取法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（別表第 1 関係）
 - 2 この条例は、平成 27 年 12 月 26 日から施行することとした。
- 地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（条例第 45 号）
- 1 この条例は、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って地域再生法第 5 条第 4 項第 4 号に規定する特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対する県税の不均一の課税に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
 - 2 一定の要件を満たす特別償却設備を新設し、又は増設した認定事業者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税の税率は、次のとおりとすることとした。（第 3 条関係）
 - (1) 事業税
 - ア 初年度 佐賀県税条例附則第 14 条の 3 の規定により読み替えられた同条例第 49 条又は同条例第 51 条の 4 に規定する税率に 2 分の 1 を乗じて得た率
 - イ 第 2 年度 佐賀県税条例附則第 14 条の 3 の規定により読み替えられた同条例第 49 条又は同条例第 51 条の 4 に規定する税率に 4 分の 3 を乗じて得た率
 - ウ 第 3 年度 佐賀県税条例附則第 14 条の 3 の規定により読み替えられた同条例第 49 条又は同条例第 51 条の 4 に規定する税率に 8 分の 7 を乗じて得た率
 - (2) 不動産取得税 100 分の 0.4
 - (3) 固定資産税
 - ア 地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業を実施する場合
 - (ア) 初年度 100 分の 0.14
 - (イ) 第 2 年度 100 分の 0.35
 - (ウ) 第 3 年度 100 分の 0.7

イ 地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業を実施する場合

(ア) 初年度 100 分の 0.14

(イ) 第 2 年度 100 分の 0.467

(ウ) 第 3 年度 100 分の 0.933

3 不均一課税の申請及び適用除外並びに佐賀県行政手続条例の適用除外について定めることとした。(第 4 条～第 6 条関係)

4 この条例は、公布の日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例(条例第 46 号)

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正関係

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 5 号の営業を営む風俗営業者は、保護者同伴の場合を除き、16 歳未満の者を午後 6 時から午後 10 時前の時間に営業所に客として立ち入らせてはならないこととした。(第 11 条関係)

(2) 特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域を定めることとした。(第 21 条の 2 関係)

(3) 特定遊興飲食店営業の営業を制限する時間を午前 5 時から午前 6 時までとすることとした。(第 21 条の 3 関係)

(4) 特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動に係る数値を定めることとした。(第 21 条の 4 関係)

(5) 特定遊興飲食店営業者の遵守事項を定めることとした。(第 21 条の 5 関係)

(6) 風俗環境保全協議会を設置する地域を定めることとした。(第 23 条の 2 関係)

(7) 特定遊興飲食店営業に係る申請手数料を定めることとした。(別表第 6 関係)

(8) その他所要の改正を行うこととした。

2 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正関係

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(第 7 条関係)

3 この条例は、一部の規定を除き、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 45 号)の施行の日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県職業能力開発促進法施行条例等の一部を改正する条例(条例第 47 号)

1 職業能力開発促進法の改正に伴い、佐賀県職業能力開発促進法施行条例ほか 2 条例について所要の改正を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県立都市公園条例及び佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例(条例第 48 号)

1 佐賀県立都市公園及び佐賀空港においては、他人に迷惑若しくは危害を及ぼし、又はそのおそれがある行為をしてはならないこととした。

2 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行することとした。